

生徒指導について

○努力目標

『誰もが生き生きと楽しく通える学校』の実現を目指して

中学校3年間は、心身の成長の過程にあり、自我の目覚めから様々なことに対し疑問を抱くようになる時期です。何事においても、大人や社会に反発したりします。また、人間関係などに悩み、学校生活をどのように送ったらよいかなど多くの問題に直面する時期でもあります。精神面の成熟を果たすために、自身の課題と向き合うことが求められます。

以上をふまえ、和泉中学校では、生徒たちが抱える悩みや課題を正しく受けとめて、適切な指導や支援を行い、すべての生徒が生き生きと楽しく通える学校の実現を目指すよう生徒指導に取り組んでいきます。

○具体的方策

規範意識を育成

集団生活におけるマナーやルール・モラルの大切さを教え、社会生活に通じる規範意識を教えていきます。

基本的生活習慣の確立

時間を守り、規律ある学校生活を過ごせるよう支援していきます。

校内環境の美化

校内の教室・トイレなどがいつも綺麗に整理整頓され、落ち着いた環境の中でこそ、豊かな心情を育むことができるという意識を高めていきます。

心情を豊かにし、自分で正しい判断のできる生徒の育成

道徳教育や人権学習、学級活動での「仲間づくり」を通して、心情豊かで、善悪の判断がしっかりできる生徒を育てていきます。

様々な防犯意識の向上

特に薬物、SNS上のトラブルや犯罪の防止に力を入れる。
社会の中に氾濫する様々な情報を適切に扱い、正しい判断ができる意識を向上させていきます。

教職員のスキルアップ

生徒の成長を促すためには教職員のスキルアップが必要不可欠です。研修や、日々の指導事例に対する研究を重ねて生徒指導上の力量を高めていきます。
また、担任を中心とした教職員を支える校内指導体制を充実させて、生徒と教職員がよりよい人間関係を築けるようにします。

○生徒心得：生徒の皆さんへ 【和泉中学校のきまり】

和泉中学校の生徒としての自覚と誇りをもって、学校内外の生活を通して、つぎのことがらに注意しましょう。

(1) 登校、下校

1. 挨拶は元気よくしましょう。
2. 始業時間8:30までに登校しましょう。
授業が始まって(8:50以降)から遅刻した場合は、職員室で「登校確認書」を受け取り、授業の先生に渡してください。休み時間に登校した場合は、次の授業の先生に渡してください。
3. 交通規則(ヘルメット着用、雨の日はカッパ着用、左側通行、自転車の二人乗り、携帯を触りながらの運転をしないなど)をよく守り、自転車通学者は必ず係の先生の許可を受けて鑑札を自転車とヘルメットに付けてください。また必ず自転車保険に加入してください。
4. 病気などのため欠席する場合は、保護者から必ず担任の先生まで連絡をしてもらいましょう。
5. 早退する場合は、緊急の場合を除いて、保護者の承諾の元、職員室の「早退確認書」に担任のサイン(許可)をもらい下校してください。自宅に着いたら、到着したことを学校に連絡してください。
6. 登校後は、休憩時間でも許可なしに、校外へ出てはいけません。

(2) 授業、HRおよび休憩時間

1. メロディーチャイムで直ちに教室に入り、静かに着席しましょう。なお、始業のチャイムが鳴り終わるまでに着席できなければ、授業遅刻となります。
2. 授業には、真剣に取り組みましょう。また、授業中に騒いだり、周りに迷惑をかけるような行為は絶対にしないようにしましょう。
3. 授業中は原則として教室を退出することはできません。トイレは休み時間にすませましょう。
ただし、
体調が悪くなったときは、授業の先生の許可を得て保健室へ行きましょう(保健室へ行く際は「保健室来室許可証」を先生にもらってください)
6. HRは授業と同じです。時間を守り、朝は一日の連絡を、帰りは明日の連絡および本日の反省など
先生の話をしっかり集中して聞きましょう。
7. 休憩時間は、静かに過ごしましょう。

(3) 給食

1. 食事前に必ず手を洗いましょう。
2. 給食当番は、制服及び上靴で行き、エプロンと三角巾、マスクを必ず着用しましょう。
3. 給食当番は、全員で協力し、速やかに準備しましょう。
4. 給食時間中は教室から出ないようにしましょう。
5. 食器等の返却は確実に早くしましょう。
6. 給食は給食時間中に食べきってください。給食後にデザート等を教室外に持ち出して食べるはいけません。食べ残しはすべて給食場に戻してください。

(4) 清掃・清潔・整頓

1. 教室内や廊下にゴミをださないように心がけ、常に明るく、美しく整った環境で、生活できるようにしましょう。

2. 掃除道具は整頓して、決められた場所に置きましょう。
3. 清掃活動は、清掃時間を守り、全員で協力して、すみずみまで入念に行いましょう。

(5) 教室、特別教室および図書室

1. 常に整理整頓に注意しましょう。
2. 教室、特別教室及び図書室の備品を大切に扱うようにしてください。万が一、傷つけた場合には速やかに申し出ましょう。
3. 教室内では必ず上靴に履き替えましょう。
4. 図書館の利用に心掛け、自発的に研究し、知識の習得に努めるとともに、図書館の心得をよく守るようにしましょう。

(6) 体育館

1. 体育館内に入る時は、必ず体育館シューズを使用してください。その際に下靴は靴袋に入れて、体育館へ持って入るようにしましょう。
2. 部活動で体育館を使用する場合は必ず顧問の先生の指示に従ってください。
3. 使用後は必ず清掃及び整理整頓に努めてください。

(7) 運動場

1. 雨天および運動場の状態が悪い時には運動場は使用できません。

(8) 所持品

1. 所持品には学年、組、氏名を必ず記入しましょう。
2. 貴重品、その他学習に必要なものは、学校に持参しないようにしましょう。携帯電話に関しては、校内に持ち込む場合は、担任等に預けるようにしてください。
3. 持ち物を拾った時は、直ちに先生に届け出てください。また、「落とし物カード」は職員室トイレ横に掲示していますので落とし物に気がついたときは、確認してください。
4. やむを得ずお金を持ってきた時は、朝、担任に預けるようにしましょう。

(9) 言葉、態度

1. 言葉は気持ちよく、はきはきと丁寧な言葉を使うようにつとめましょう。
2. 校舎、校具、植木その他公共物を大切に取扱いましょう。
3. 毎日のあいさつを大切にして、より良い人間関係を築きましょう。
4. 校長室、職員室その他先生の部屋に出入りする時、また学校へのお客様に対して、礼節をもって行動するようにしましょう。

(10) 願いと届け出

1. 欠席・体育の見学などの届け出は、保護者より担任および教科担当へ連絡の上、理由を明らかにし、許可を受けるようにしてください。
2. 休日に教室、運動場を使用する時は、学校長の許可を得て担当教師に届け出をし、終わったらその旨を報告してください。
3. 自転車通学地区在住生は、係の先生に「誓約書(確認書)」を提出し、許可を得てから鑑札を受け取ることができます。また、必ず自転車保険に加入してください。
4. 在学証明書など証明書が必要な場合は、担任の先生に届け出てください。

生徒服装規定

項 目	男 子	女 子
1 品位を保つこと	常に簡素で清潔な服装に心がけ、中学生としての品位を保つこと。	
2 服 装	<p>(冬)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定のブレザーに指定のスカート・ズボンを着用する。 制服の中には指定の長袖カッター（胸にマーク入り）を着用する。ただし、夏の指定の半袖ポロシャツを中に着てもかまわない。 <p>※体感温度に個人差があるため、ブレザーの着用は任意。</p> <p>(夏)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規定の半袖ポロシャツかカッターシャツを着用する。 <p>※ブレザーを着用しても構わない。</p> <p>◆半袖ポロシャツにはネクタイは着用しない。</p> <p>【注意事項】</p> <p>◆スカートの丈は膝頭ぐらいとする。 規定の長さに戻せないような裾を切った短い丈のスカートや指定のブレザーやブラウスやリボンに手を加えたものは変形服とし禁止とする。</p> <p>◆ズボンのすそ幅を縮めたり大きくするなどしてズボンの形を変えたり、ブレザーや指定のカッターやネクタイに手を加えたものは変形服とし禁止とする。</p> <p>◆寒いときには、無地の派手でないV字のセーターやカーデガンをブレザーの下に着てもよい。ただし中には規定のカッターやブラウス、ネクタイやリボンを着用し、必ずブレザーを着用すること。（ネクタイ・リボンが必ず見えるようにすること。ブレザーの下に着る服はフード付きのものは極力避けること。仕方なく着る場合は、ブレザーからフードを出さないようにすること。）</p> <p>◆カッター・ポロシャツの下に着る衣服は、派手でないもので、袖から出ないものとする。</p> <p>※変形服等、違反行為をして登校してきたものは、原則、違反行為を直してから（着替えてから）再登校させるものとする。</p>	<p>(冬)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定のブレザーに指定のスカート・ズボンを着用する。 制服の中には指定の長袖ブラウス（胸にマーク入り）を着用する。ただし、夏の指定の半袖ポロシャツを中に着てもかまわない。 <p>※体感温度に個人差があるため、ブレザーの着用は任意。</p> <p>(夏)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規定の半袖ポロシャツかカッターシャツを着用する。 <p>※ブレザーを着用しても構わない。</p> <p>◆半袖ポロシャツにはリボン・ネクタイは着用しない。</p>
3 校章・組章・名札	校章・組章の付いた名札を左胸上部に付ける。（必ず規定のものを所定の場所につけること）	
4 体育時の服装	<p>(夏) ・半袖シャツ（学校規定のもの） ハーフパンツ（学校規定のもの）</p> <p>(冬) ・長袖ジャージ上・下（学校規定のもの）（※体育の先生の指示に従うこと）</p> <p>体育館では、体育館シューズを使用する。（学校規定のものとする）</p>	
5 防寒着等	<p>(冬) マフラーやハーフコート等については、学校規定のものはもうけないが、各自の判断で着用可とする。ただし、登下校のみとし、必ず冬の制服の上に着用すること。</p> <p>冬の防寒対策として、女子は黒色のストッキングまたはタイツのみ着用可とする。</p>	
6 手 袋	質素で地味なものに限り、登下校時と体育活動のみ着用可とする。（防寒対策として）	
7 帽 子	登下校時とグラウンドでの体育活動のみ着用可とする。（日差し除けとして）	
8 頭 髪 等	<p>中学生らしく、清潔感のある、勉学やスポーツにさしつかえない髪型にする。</p> <p>【禁止事項】①脱色、染色、パーマ、あみこみ、そりこみをしない。故意にウェーブ等をつくらない。②化粧・色付きリップ・マニキュア等、ピアス・ネイル・カラーコンタクト等の装飾品等や華やかな髪どめ等、学校生活に必要なものないものは禁止とする。</p> <p>※違反行為をして登校してきたものは、原則、違反行為を直してから再登校させるものとする。</p>	
9 持 ち 物	<p>学校に不要なもの、貴重品（お金等）は、持ってこないこと。（正当な理由があって、特別に許可された場合を除く）その他、危険なものも学校へ持ってこないこと。</p> <p>携帯電話の持ち込みは原則禁止とする。（必要な場合は、学校に預けることとする）</p>	
10 通 学 靴	運動靴（ひも靴がのぞましい。厚底等の体育で使用できない物、スリッパ・サンダル等は禁止とする）	
11 通 学 カバン	学校規定のものはもうけない。	

○ **携帯電話の校内への持ち込みについて**

本校では、「生徒服装規定」の持ち物欄にもあるように、校内への携帯電話の持ち込みを原則として禁止しています。理由は、携帯電話は学校の学習活動に全く必要ないからです。便利な通信機器とはいえ、その反面にある携帯電話の依存傾向は学習活動に支障を与えるだけでなく、ネットモラルの不十分な中学生にとってはトラブルの最も大きな原因にもなります。もし持ち込んだ場合は、次のように対処しますので、校内へは持ち込まないように注意してください。

《対処》

1. 携帯電話の校内への持ち込みが判明した場合は、すぐに「担任預かり」とします。
2. 預かった「携帯電話」は、学校の方針に従い(状況に応じて)本人に返却します。
3. 度重なる場合は、保護者に協力を求め、保護者に返却することになります。
4. テスト中に見つかった場合は、不正行為とみなします。

※登下校での防犯や安全確保のため所持を申請する場合は、「携帯電話の取扱いに関する同意確認書」の提出が必要です。

○ **自転車通学について**

和泉中学校では、一部(繁和町・和気町・山荘町)の地域で自転車通学を許可しています。しかし、違反者(ヘルメットなし・2人乗り等)がかなり多くいます。

学校としては指導しながら様子を見ていきますが、現状が改善されなければ**自転車通学が見直されることもあります**。また、無許可での自転車通学者も多く、学校の周辺の住民の方より無断駐輪することに対する苦情も多くあります。違反行為には、次のように対処しますので、ルールをきちんと守るように注意してください。

《対処》

- 1 自転車通学者のルール違反については、3回目より1週間の自転車通学停止にします。度重なる場合は、本人の許可を取り消す場合もあります。
- 2 不正乗車については、自転車の登録番号および車両番号を学校で記録した後、2回目以降は自転車を学校で預かり、保護者の方に学校にきてもらい直接返却します。度重なる場合は期間を設けて学校で預かるか、悪質な場合は一般的な放置自転車として役所に引き取ってもらいます。

※許可地区の生徒は、自転車置き場の整備等の関係で4月当初は徒歩通学とする場合があります。その間に「自転車通学申込書(誓約書・確認書)」と「鑑札代」(120円)をそえて担任まで提出してください。

自転車保険加入についてのお願い

大阪府自転車条例により、平成28年7月1日から自転車保険の加入が義務化されました。必ず自転車保険への加入をお願いします。

自転車通学を許可するにあたり、自転車保険への加入の確認が必要となります。自転車保険に加入されていない場合は、自転車通学を許可することができません。自転車事故に対応した損害賠償保険への加入をお願いします。

○その他

中学校というところは「学習」する場です。他人に迷惑をかけることのないように、ルールとマナーを守り、みんなが楽しく「学校生活」を送れるように心がけましょう。